様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2023年　11月　22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） えんでるん  一般事業主の氏名又は名称 ANDERN  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名 　 印  住所　〒107-0062  東京都港区南青山２−２−８DFビル１０F  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ANDERNのWebサイト  トップページのメニュー「DXの取組み」 | | 公表日 | 2023年　9月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み」Mission、Mission達成のための方針にて公表  URL：<https://andern.jp.net/dxに関する取組み/> | | 記載内容抜粋 | いつでも、どこでも  弊事務所の理念である「いつでも、どこでも」に従いDXの推進にも取り組んでいます。  DXの推進により、私と各ステークホルダーが環境、地理、言語などの制約を受けることなく「いつでも、どこでも」関わりを維持できることを目標にしています。  また、当事務所が積極的にデジタル技術を利用することで、よりスピード感を持った対応事例を発信していきます。  そして、ステークホルダーを巻き込んだDX推進を行うことで、生産性向上を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が了承の上、上記内容を公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ANDERNのWebサイト  トップページのメニュー「DXの取組み」 | | 公表日 | 2023年　9月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み」DX推進のための具体的な方策にて公表  URL：<https://andern.jp.net/dxに関する取組み/> | | 記載内容抜粋 | ・業務実施場所の多様化 ローカルシステム（オンプレミス）からクラウドシステムまたは、リモートアクセスにより、どこでも業務ができるようにする。 また、同じシステム基盤をステークホルダーにも展開し、共通化を図っていく。 ・稼働の効率化 従来の紙で行っていた業務を廃止することで業務を簡素化しいつでもステークホルダーの対応ができるように効率化する。 ・コミュニケーションの非同期化 非同期なコミュニケーションによって、いつでも迅速な対応を実現します。 ・情報の共有化 業務や対応状況の見える化を行い、リアルタイムな判断で生産性向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が了承の上、上記内容を公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み」DX推進体制にて公表  URL：<https://andern.jp.net/dxに関する取組み/> | | 記載内容抜粋 | ・代表者がDX推進体制の長としたDX推進チームを設置  ・チーム内で、事務所やステークホルダー間のツール検討やDXに関する教育プログラムを実施  ・ステークホルダーとは、上記チームを通じたDX体制の構築、デジタル基盤の統一などの施策によりノウハウの共有や短期間で課題解決できる仕組みを構築 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み」DX推進の環境構築にて公表  URL：<https://andern.jp.net/dxに関する取組み/> | | 記載内容抜粋 | ・クラウドシステムまたはリモートアクセス化  ・リモートワークが実施可能  ・コミュニケーションシステムによるステークホルダー間のリアルタイムな情報共有 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ANDERNのWebサイト  トップページのメニュー「DXの取組み」 | | 公表日 | 2023年　9月　20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：Webサイト  公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み」DX推進の指標にて公表  URL：[https://andern.jp.net/dxに関する取組み/](https://andern.jp.net/dx%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%8f%96%e7%b5%84%e3%81%bf/) | | 記載内容抜粋 | ・業務のデジタル化率  ・DX推進支援先企業数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　9月　20日 | | 発信方法 | 公表方法：Webサイト  公表場所：<https://andern.jp.net>のトップメニュー「DXの取組み配下のDX推進の状況、今後の取り組みの方向性」にて公表  URL：<https://andern.jp.net/dx_measures/> | | 発信内容 | DXの推進状況今後の取り組みの方向性について、代表者自ら発信しております。  発信内容は、主に次のとおり。  ▪️取り組み状況  ・生産性向上（業務効率化）  ・ロケーションフリーな業務環境構築  ・データの保管場所の統一  ・人材育成  ▪️情報セキュリティ対策  ▪️DX推進に関する指標の達成状況 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　2月頃　～　　2023年　9月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマット提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「SECURITY　ACTION（二つ星）」宣言実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。